

追手門学院大学委託生に関する規則

昭和48年7月9日

制定

第1条 この規則は、追手門学院大学学則（以下「学則」という。）第47条及び追手門学院大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第38条に基づき、委託生に関して必要な事項を定める。

第2条 委託生に関しては、学則又は大学院学則によるほか、この規則による。

第3条 委託生の入学は、当該学部又は研究科において授業上支障のない場合に限り、選考の上、これを許可する。

第4条 委託生の入学の時期は、毎学年の始めとする。ただし、特別の事情がある場合は、学年の中途において入学を許可することがある。

第5条 委託生として入学することのできる者は、高等学校を卒業した者又はこれと同等以上の学力があると認められる者とする。ただし、大学院において研修しようとする者は、大学院学則第19条に規定する資格を有する者とする。

第6条 委託生の研修期間は、1年以内とする。ただし、特別の事情がある場合は、第8条の手続を経て1年以内に限り延長することができる。

第7条 委託生は、許可を得て講義を聴講し、演習に参加し、かつ、図書館及び設備を利用することができる。

第8条 委託生として研修を出願するときは、所定の願書に、研修科目、研修期間その他必要事項を記載した所属長の研修委託書に本人の履歴書、委託生研修計画書、最終出身学校の卒業証明書及び健康調査質問票を添えて、提出しなければならない。

第9条 委託生として入学を許可されたときは、指定の期日までに学則第53条第1項に定める研修指導費の研修期間分全額を納付しなければならない。

2 前項の研修指導費を指定の期日までに納付しないときは、入学の許可を取り消す。

第10条 研修に特別の費用を要する場合は、別に算定するところに従い、委託生がその費用を負担しなければならない。

第11条 委託生には、委託生としての学生証を交付する。

第12条 委託生がその研修を修了したときは、審査の上研修修了証明書を授与する。ただし、委託生に対しては、単位を与えない。

第13条 この規則の改廃は、教務主事会の意見を聴き、大学教育研究評議会の議を経て、学長が決定する。

附 則

この規則は、昭和48年7月9日から施行する。

附 則

この規則は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、1993年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、1995年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、1998年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、1999年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、2003年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、2018年11月1日から施行する。

附 則

この規則は、2019年10月1日から施行する。